

奈良県重症心身障害児者支援センター運営等事業委託募集要項

1 趣旨

奈良県重症心身障害児者支援センター運営等事業について、事業者に業務委託するに当たり、その事業者を公募型プロポーザルにより選定するために必要な事項を定める。

2 事業目的

在宅の重症心身障害児者、医療的ケア児等とその家族が、身近な地域において、心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉その他の各関連分野の支援を受けられるよう、広域的・専門的な相談支援や各関係機関との連携・調整等を行う奈良県重症心身障害児者支援センターを運営する。

3 事業内容

奈良県重症心身障害児者支援センター運営等事業委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

4 契約期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

5 委託上限額（消費税及び地方消費税を含む）

13,322,300円

各経費の内訳については、下記を上限額（消費税及び地方消費税を含む）とする。

- ・相談支援・関係機関の連絡調整【仕様書4業務内容（1）、（4）】

11,814,300円

- ・人材育成業務【仕様書4業務内容（2）】

730,000円

- ・障害福祉サービス事業所等への訪問指導業務【仕様書4業務内容（3）】

778,000円

6 留意事項

本業務の実施については令和8年度予算成立を条件としているため、予算成立状況により、契約を行わない場合や委託金額、委託期間等を見直した上で再募集を行う場合がある。なお、この場合においても、本事業の受託者募集に要した経費を請求することはできない。

7 参加資格

本事業の受託者募集に参加できる者は、事業の目的を十分に理解し、事業を円滑に遂行でき、かつ、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 奈良県の物品購入等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成7年12月奈良県告示第425号）による競争入札参加資格者名簿に登録している者にあつては、参加申込書提出時点において、奈良県物品購入等の契約に係る入札参加停止等措置要領による入札参加停止の措置の期間中でないこと。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て（同

法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条に規定する更生手続開始の申立てを含む。）をしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

- (4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法に基づく再生手続開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てがされなかったものとみなす。
- (6) 役員等（非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- (7) 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。
- (8) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用していないこと。
- (9) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与していないこと。
- (10) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (11) 法人であって、県内に事業所を有している者であること。
- (12) 次のいずれかのサービスを提供している事業者であること。
 - ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第122号）別表第1の1ハ（重症心身障害児に対する指定児童発達支援）又は別表第3の1ロ（重症心身障害児に対する指定放課後等デイサービス）
 - ・ 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成24年厚生労働省告示第123号）別表第2の1イ（指定医療型障害児入所施設）又はハ（指定発達支援医療機関）
 - ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年9月29日号外厚生労働省告示第523号）別表第7の1ロ（医療型短期入所）又はハ（医療型特定短期入所）

8 担当部局

奈良県福祉保険部障害福祉課 こども発達支援係

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

TEL：0742-27-8512 FAX：0742-22-1814

ホームページアドレス：<http://www.pref.nara.jp/1834.htm>

9 参加申込書の提出

公募型プロポーザルに参加を希望する者は、参加申込書を提出すること。

なお、責任の所在を明確にする観点から、共同提案は受け付けない。

(1) 提出書類

参加申込書（様式1）

※法人の概要がわかる資料（パンフレットやホームページを印刷した資料等）を併せて提出すること。

※本件は、電子契約も可とします。電子契約を希望される場合は、（4）と同様の方法により電子契約同意書兼メールアドレス確認書を参加申込書とあわせて提出してください。電子契約の詳細については、こちら (<https://www.pref.nara.jp/67057.htm>) をご確認ください。

(2) 提出期限

令和8年3月10日（火）午後5時まで

(3) 提出先

8の担当部局に同じ

(4) 提出方法

持参又は郵送

※持参の場合の受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月31日奈良県条例32号）第1条に規定する県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着とする。

(5) 提出部数

各1部

(6) 参加資格の適否の通知

参加申込書の内容を確認後、参加申込書提出者には参加資格の適格又は不適格の通知を行う。適格の通知があった者は、提案書を提出すること。

10 提案書等の提出

(1) 提出書類

提案書は様式2（正・副）を使用すること。

企画提案の内容については、以下の①から⑤までを踏まえて具体的に記載すること。

① 奈良県重症心身障害児者支援センターの実施計画書（様式3）

ア 実施方針

本事業の目的や仕様を踏まえ、本事業の目的を達成するための実施方針を記載すること。

イ 専門的な相談支援

相談支援事業所等、関係機関からの相談に応じ、適切な助言や支援を行う体制・方法について記載すること。

ウ 人材育成

県とともに実施する、重症心身障害児者等を支援する人材育成の考え方について記載すること。

（参考：こども家庭庁ホームページ「医療的ケア児等コーディネーター等育成研修」

<https://www.cfa.go.jp/policies/shougaijishien/care-ji-shien>)

- エ 障害福祉サービス事業所等への訪問指導
障害福祉サービス事業所等への重症心身障害児者等を支援するにあたっての指導・研修方法について記載すること。
- オ 関係機関の連絡・調整
医療型短期入所事業所等、重症心身障害児者等を支援する事業所等の連絡会の実施（対象者・内容・回数等を含む）について記載すること。

② 奈良県重症心身障害児者支援センターの実施体制表（様式4）

- ア センター実施体制
本事業委託全体の統括責任者の職・氏名と実施体制図を記載すること。
また、必要に応じ助言等を受ける医師等について記載すること。
- イ センターの職員配置
本事業を担当する常勤職員（以下「コーディネーター」という。）に関する取得資格、経験について記載すること。

③ 業務実績（様式5）

法人が現在行っている、重症心身障害児者等の支援に関する事業の種別、事業内容、定員および現員等について具体的に記載すること。

④ 個人情報保護等情報管理体制（任意様式）

個人情報等の管理規定、個人情報等保護に関する従業者への効果的な研修計画 等

⑤ 経費見積書（様式6）

本事業の経費及びその内訳を記載すること。「一式」計上はしないこと。また、消費税及び地方消費税を含む見積金額を記載すること

※奈良県重症心身障害児者支援センターの場所の借上げは県が行うので、場所の借上げ料は計上しないこと。ただし、設置や設備に要する経費（場所における電気・水道使用に係る費用を含む）は計上すること。

(2) 提出期限

令和8年3月18日（水）午後5時まで

(3) 提出先

8の担当部局に同じ

(4) 提出方法

持参または郵送

※持参の場合の受付は午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）とし、県の休日を除く。郵送の場合は簡易書留等受け渡しが確実な方法によるものとし、提出期限必着。

(5) 提出部数

提案書（様式2）及び添付資料 正1部 副5部

※副5部については、事業所名など参加者を特定できる記載及び用紙の使用を行わないこと。

11 質問の受付及び回答

(1) 質問受付期限

令和8年3月3日（火）午後5時必着

(2) 質問方法

提案にかかる質問がある場合は「8 担当部局」までFAX又は、奈良県障害福祉課ホームペ

ーの下部にある「障害福祉課へのお問い合わせフォーム」にて質問を提出し、電話にて受信確認を行うこと(様式任意。法人名、代表者名、メールアドレス及び電話番号を記載すること)。

なお、審査の内容に関係しない軽易な質問を除き、電話又は口頭による質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

各者からの質問は、公正な競争を妨げる質問を除き、すべてまとめて令和8年3月6日(金)までに奈良県障害福祉課ホームページに掲載する(質問者の名称は非掲載)。

12 プレゼンテーション

奈良県重症心身障害児者支援センター運営等事業委託事業者選定審査委員会(以下「審査委員会」という。)において、提案書に係るプレゼンテーションを実施する。プレゼンテーションは以下で予定しているが、詳細については提案書提出者に別途通知する。

実施日：令和8年3月26日(木)(予定)

場 所：奈良県庁近隣会議室

時 間：プレゼンテーション10分、質疑応答10分

参加者：2名以内

13 最優秀提案者の特定と通知

(1) 特定について

提案書は、奈良県が設置する審査委員会において審査を行い、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を最優秀提案者として特定する。ただし、審査の結果、審査項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

提案者が1者の場合は、各委員の合計得点が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者については、当該提案者を受託事業者として特定する。ただし、審査項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。

(2) 審査基準

審査は、審査委員会において、別記審査基準に基づき、公正に実施する。

(3) 審査結果

提案書提出者には、令和8年3月30日(月)を目途に、書面により通知する。また、通知後速やかに、少なくとも契約期間中は、以下に掲げる事項について奈良県ホームページへの掲載により公表する。なお、審査結果に対して、異議を申し立てることはできない。

①業務名、受託者の所在地・名称・代表者氏名及び審査年月日

②受託者・提案者毎、各評価項目毎の評価点及び合計点(ただし、受託者以外の業者名は公表しない。)

14 契約の締結

審査の結果、特定された最優秀提案者を受託者として、奈良県契約規則に基づき、双方協議の上、速やかに事業委託契約を締結する。

15 契約保証金

契約保証金は奈良県契約規則(昭和39年5月奈良県規則第14号)第19条に定めるところ

による。

16 契約の不締結

最優秀提案者特定後、契約締結までの間に、最優秀提案者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとする。

- (1) 役員等(法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。)第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴力団(暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3) 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 県が発注する物品購入等の契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約(以下「下請契約等」という。)に当たり、その相手方が上記(1)から(5)までのいずれかに該当することを知らながら当該者と契約を締結したとき。
- (7) 下請契約等に当たり上記(1)から(5)までのいずれかに該当する者をその相手方としていた場合(上記(6)に該当する場合を除く。)において、契約担当者が契約の相手方に対して当該下請契約等の解除を求め契約の相手方がこれに従わなかったとき。
- (8) 県が発注する物品購入等の契約を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにも関わらず、遅滞なくその旨を契約担当者に報告せずまたは警察に届けなかったとき。

17 契約の解除

契約締結後であっても、次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を解除することがある。また、契約が解除された場合は、受託者は契約金額の100分の10に相当する額(契約保証金の一部を納付しているときはその額から当該納付している額を控除した額)を損害賠償金として納付しなければならない。

- (1) 契約者について16の(1)から(8)までのいずれかに該当する事由があると認められるとき。
- (2) 正当な理由なく、契約に定める義務を履行しないとき。
- (3) 受託者の責めに帰する理由により、委託期間内に業務を完了する見込がないことが明らかになったと認めるとき。
- (4) 受託者に本業務への参加資格がないことが判明したとき。
- (5) 提出書類に虚偽又は不正があったとき。

18 その他

- (1) 本公募に関して要した費用は、参加者の負担とする。
- (2) 特定された提案者の書類は返却しない。しかし、特定されなかった提案者の企画提案書は返却するものとする。

- (3) 参加申込書の提出後、契約締結までの手続き期間中に次のいずれかに該当することが判明した場合は、以後の本件に関する手続きの参加資格を失うものとする。また、該当する者が受託者として特定されている場合は、次の順位の者と手続きを行う。ただし、その場合も各委員の合計得点の総計が満点の6割以上であることとする。
- ① 7の公募に参加する者に必要な資格に定めた資格が備わっていないとき。
 - ② 提出書類に虚偽又は不正があったとき。
 - ③ 提出のあった提案書等が様式及び記載上の注意事項に示された内容に適合せず、県が定める期日までにその補正に応じないとき。
 - ④ 一以上の審査項目についての記載がなかったとき。
 - ⑤ 委託上限金額を超える見積書が提出されたとき。
 - ⑥ プレゼンテーションに不参加のとき。
 - ⑦ その他不正な行為があったとき。
- (4) 提出された提案書等は、複製、活用を行う場合がある。
- (5) 選定結果として提案書等を提出した者の名称、審査結果概要及び提案書等の情報開示を行う場合がある。
- (6) 委託業務の詳細事項及び業務の進め方等については、奈良県障害福祉課の指示に従うこと。
- (7) 委託期間中において、委託業務の中間報告を求めたときは、速やかに報告すること。
- (8) 事業実施による成果物の一切の著作権については委託者である奈良県に帰属するものとする。
- (9) その他の定めのない事項については、地方自治法、同法施行令及びその他関係法令並びに奈良県会計規則及びその他の奈良県が制定する関係条例、規則等に従うものとする。

(別記)

奈良県重症心身障害児者支援センター運営等事業委託事業者選定に係る審査基準

審査対象事項

審査項目	審査基準	配点 ①×②	基本 点数①	評価 係数②
実施方針 (10点)	① 本事業の目的や仕様を理解して、本事業の目的を達成する上で有効な実施方針となっているか。	10点	5点	2
実施運営に関する事項 (10点)	① 指導監督体制、医師等の専門職の助言体制及び資格・知識・経験等を有する職員の複数名配置など必要な体制はとられているか。	10点	5点	2
事業内容に関する事項 (50点)	① 相談支援事業所等、関係機関からの相談に応じ、適切な助言や支援を行う体制・方法が確保されているか。	10点	5点	2
	② 重症心身障害児者等を支援する人材育成を行う体制が確保されているか。	15点	5点	3
	③ 障害福祉サービス事業所等への重症心身障害児者等を支援するにあたっての指導・研修の方法は有効な内容になっているか。	15点	5点	3
	④ 医療型短期入所事業所等、関係機関との連携その他の支援体制が整っているか。	10点	5点	2
個人情報保護など情報管理体制 (10点)	① 個人情報などの管理上の効果的な対策、従業員への研修対策がなされているか。	10点	5点	2
業務実績(10点)	① 本事業の適切な遂行が期待できる業務実績を有しているか。	10点	5点	2
経費見積 (10点)	① 評価点数は、次の式により求める。 評価点数=10点×(最も安価な見積額÷当該提案者が提示する見積額) ※小数点以下切り捨て	10点		
合計		100点		

- ・採点方法は、上記項目ごとに合計100点満点で評価を実施する。
- ・提案が複数ある場合は、各委員の合計得点の総計が満点の6割以上の者のうち最も高い得点を獲得した者で、かつ、審査委員会の合議により認められた者を、最優秀提案者として特定する。ただし、審査の結果、審査項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある提案者は、受託事業者として特定しない。
- ・提案者が1者の場合は、各委員の合計得点が満点の6割以上で、かつ審査委員会の合議により認められた者については、当該提案者を受託事業者として特定する。ただし、審査項目のうち全審査委員の得点の平均が満点の5割未満の項目が一以上ある場合は、受託事業者として特定しない。

項目別配点

審査(評価)	配点
極めて高い (極めて良好)	5
高い (良好)	4
中位 (普通)	3
やや低い (やや不十分)	2
低い (不十分)	1